

1. 会合名	第 37 回 運営審議委員会
2. 日 時	平成 31 年 3 月 1 日（金） 午後 3 時 00 分～ 4 時 05 分
3. 議 案	<ol style="list-style-type: none"> 1. あっせん委員の選任について 2. 平成30年 4－12月における紛争解決業務等の状況について 3. 平成30年度事業計画実施状況及び平成30年度事業会計収支実績見込みについて 4. 平成31年度事業計画（案）及び平成31年度事業会計収支予算（案）について 5. その他
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. あっせん委員の選任について（資料 1－1・1－2・1－3・1－4） 金子あっせん委員候補者推薦委員会委員長より、平成 31 年 2 月 19 日に開催されたあっせん委員候補者推薦委員会の議事内容及び審議結果についての説明が行われ、原案どおり現任の 38 名のあっせん委員のうち 1 名を除く 37 名の再任について了承された。 2. 平成 30 年 4－12 月における紛争解決業務等の状況について （資料 2－1・2－2） 事務局より、資料にもとづき、平成 30 年 4－12 月における紛争解決業務等の状況について報告が行われた。 【主な意見等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ V I X インバース E T N の苦情、あっせん申立ての急増により、他の苦情、相談、あっせんの受付、処理の面で悪影響を与えていることがないか。 ⇒ V I X インバース E T N 以外の事案にかかる苦情やあっせん申立てに影響を与えないように、意識して可能な限り迅速に受理し、また、あっせんの期日を設定している。 ・ 相談員が増員されているが、この V I X インバース E T N 専門の相談員なのか。 ⇒ V I X インバース E T N のあっせんは都内だけではなく、全国各地で行われている。申立人の住居地に相談員が赴いてあっせんを実施しており、東京本部あるいは大阪事務所での受電担当の相談員が手薄にならないようにするため増員した。3 名の相談員も V I X インバース E T N に限らずすべての事案を担当している。 3. 平成 30 年度事業計画実施状況及び平成 30 年度事業会計収支実績見込みについて （資料 3－1、3－2、3－3） 青木専務理事より、資料にもとづき、平成 30 年度事業計画実施状況及び平成

30 年度事業会計収支実績見込みについて報告が行われ、原案どおり了承された。

【主な意見等】

- ・ V I Xインバース E T Nのあっせん申立ては、ほぼ終息しつつあるのか。また、あっせん申立てが積み上がっているとのことだが、そのスピードはまだまだ衰えないという感じなのか。

⇒ ラッシュは、一旦終息したと思っている。ただし、証券会社において、当初あっせんを打診したがその後反応のない顧客に、もう一度あっせん申立ての意思を確認するという話があり、第2波が来る可能性がある。

4. 平成31年度事業計画（案）及び平成31年度事業会計収支予算（案）について
（資料4-1・4-2・4-3・4-4）

青木専務理事より、資料にもとづき、平成31年度事業計画（案）及び平成31年度事業会計収支予算（案）について報告が行われ、原案どおり了承された。

【主な意見等】

- ・ 現在の監査基準というのは、適正性に関する意見表明だけではなくて、準拠性監査という制度が入っており、NPO会計基準では認められないということは必ずしもない。F I N M A Cの事業は非常にシンプルな事業であり、複雑な会計基準を適用する必要はないと考える。監査法人と相談し、検討されたらいいのではないか。

- ・ 当センターでは監事は1名であるが、他のNPO法人は柔軟に対応できるような仕組みになっている。ガバナンスをしっかりと効かすとなると独立性の高い監事が1名いることの方が、外から見たときに納得感があるのではないか。監査法人による監査は質は高いが報酬も高く、当センターの規模でそこまで必要かどうかというのは、やや疑問である。

⇒ 外部監査の導入は、既に退任された監事から、外部監査を導入すべしという意見が理事会に提出され、機関決定を経て導入することとなったものである。初年度はアドバイザー、2年度目から監査を導入することとしたが、監査方針に関して会計基準が議論になった。

5. その他（資料5）

事務局より、資料「親族からの不満を証券会社に伝達することについて」にもとづき説明が行われた。

【主な意見等】

- ・ 親族から不満の申出があった旨を証券会社へ伝えるときには、やはり本人に対して“伝えていかどうか”を確認するプロセスを入れたほうが安全ではないか。要するに、親族と称する人が本当に親族なのか、あるいは本人と親族の内心が一致しているのか、本人の意向を確認するというプロセスを入れたほうが安全なのではないか。

⇒ まさにご指摘のようなプロセスを踏んでいるのが現在の取扱いであるが、今回は本人への確認をせずにできることが何かを考え、このような取り組みを試行することとした。

以 上